証券コード 6297

KOKEN®

鉱研工業株式会社

第88回定時株主総会
招 集 ご 通 知

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

日時

平成27年６月24日（水曜日）
午前10時（受付開始午前９時30分）

場所

東京都豊島区西池袋１丁目11番１号
メトロポリタンプラザ
オフィスタワー　12階　第２会議室
（ステーションコンファレンス池袋）

目　　次

第88回定時株主総会招集ご通知…… 1
［添付書類］
事業報告…… 3
Ⅰ．企業集団の現況に関する事項…… 3
Ⅱ．株式会社の株式に関する事項…… 10
Ⅲ．株式会社の新株予約権等に関する事項…… 10
Ⅳ．株式会社の会社役員に関する事項…… 11
Ⅴ．会計監査人の状況…… 13
Ⅵ．会社の体制および方針…… 14
連結貸借対照表…… 18
連結損益計算書…… 20
連結株主資本等変動計算書…… 21
連結注記表…… 22
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本…… 31
貸借対照表…… 32
損益計算書…… 34
株主資本等変動計算書…… 35
個別注記表…… 36
会計監査人の監査報告書謄本…… 42
監査役会の監査報告書謄本…… 43
株主総会参考書類…… 44
議案および参考事項…… 44

「株主懇談会」開催のご案内

本総会終結後、本会場隣の第三会議室におきまして、株主の皆様と株主懇談会を予定いたしております。

この懇談会で、弊社の現況等を直接皆様にご説明申し上げ、弊社に対するご理解を深めていただくとともに、当社グループの運営などにつきまして皆様のご意見、ご質問を頂戴したいと存じます。

お時間の許す限りご参加くださいますようお願い申し上げます。

クールビズ対応についてのお知らせ

当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主さまにおかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

平成27年６月４日

株　主　各　位

東京都豊島区高田２丁目17番22号
鉱研工業株式会社
代表取締役社長　　末 永 幸 紘

第88回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第88回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年６月23日（火曜日）午後５時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。**

敬具

記

1. 日　　時　平成27年６月24日（水曜日）午前10時
2. 場　　所　東京都豊島区西池袋１丁目11番１号
　メトロポリタンプラザ　オフィスタワー12階　第二会議室
　（ステーションコンファレンス池袋）
　※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎なお、本株主総会招集ご通知に掲載しております株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.koken-boring.co.jp）において周知させていただきます。

3. 目的事項

報 告 事 項　1. 第88期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第88期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類内容報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以　上

添 付 書 類

事 業 報 告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

Ⅰ 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動の長期化や円安に伴う物価高による実質賃金の下落など先行き不透明な状況が続いておりますが、原油価格下落の影響や政府・日銀による経済政策・金融政策の効果により、企業収益や雇用・所得環境は改善傾向が続いており設備投資も増加に転じるなど、全体として緩やかな回復基調が続いております。

国内建設市場におきましても、公共投資が堅調に推移するとともに、企業収益改善を背景に民間設備投資も増加しております。

こうした中、当社グループでは、前連結会計年度より開始した「2013新中期経営計画」に基づき、売上の持続的拡大と収益体質の確立を上位目標として、機械本体および部品・商品の売上拡大、研究開発の強化・新製品の開発、海外新興国市場の攻略、バリュー・エンジニアリング手法を活用した原価低減、新たな工事得意工種の確立を図ることにより、売上高を伸ばすとともに損益分岐点を引き下げるべく注力してまいりました。

当連結会計年度は、設備の更新需要や建設投資の増加を背景として、ボーリング機器関連の受注は微増したものの、工事施工関連において海外におけるＯＤＡ工事案件の受注がなかったため、受注高は前連結会計年度比6.5％減の7,343百万円となりました。

売上高につきましては、ボーリング機器関連は前連結会計年度に大型ＯＤＡ案件の売上があった反動で微増に留まったものの、工事施工関連において国内におけるトンネル調査工事、大口径掘削工事、先進ボーリング工事等が順調に完工し、また、海外工事においても２件の大型ＯＤＡ工事案件が進行したことにより、売上高は前連結会計年度比23.5％増の8,341百万円となりました。また、地域別の売上高は、国内売上高はボーリング機器関連、工事施工関連ともに増加し、前連結会計年度比20.2％増の7,144百万円となり、海外売上高はボーリング機器関連の売上が減少したものの、工事施工関連の売上が増加したことから、前連結会計年度比48.1％増の1,196百万円となりました。

利益面におきましては、売上高の増加と製品原価の低減との相乗効果により、営業利益は845百万円（前連結会計年度比65.0％増）、経常利益は832百万円（前連結会計年度比68.6％増）、当期純利益は707百万円（前連結会計年度比74.2％増）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

【ボーリング機器関連】

当セグメントにおきましては、国内販売は設備の更新需要や新規設備投資の動きが促進されたことにより機械本体および部品の受注が増加し、海外販売は中国、韓国からの機械本体などの受注が増加したことにより、当連結会計年度の受注高は前連結会計年度比2.7％増の4,493百万円となりました。売上高は、海外販売では前連結会計年度に大型のＯＤＡ案件の売上があった反動で減少し418百万円となったものの、国内販売が前連結会計年度比10.2％増の4,039百万円であったため、売上高は前連結会計年度比1.1％増の4,458百万円となりました。

また、原価低減の取り組みが奏功し原価率が低下したこともあり、セグメント利益（営業利益）は前連結会計年度比20百万円増の364百万円となりました。

【工事施工関連】

当セグメントにおきましては、当連結会計年度は国内における新たな先進ボーリング工事、大口径掘削工事の大型工事案件の受注はあったものの、大型海外工事受注がなかったため、受注高は前連結会計年度比18.0％減の2,850百万円となりました。売上高につきましては、国内工事はトンネル調査工事、大口径掘削工事、地下水温泉工事、先進ボーリング工事等が完工し、海外工事においても２件の大型ＯＤＡ工事案件が進行したことにより、前連結会計年度比65.8％増の3,882百万円の売上高となりました。当連結会計年度においては施工が順調に推移したことから、原価率の悪い大型ＯＤＡ工事案件の原価をカバーし、売上高の増加も相俟って、セグメント利益（営業利益）は前連結会計年度比314百万円増の481百万円となりました。

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、175百万円であります。

3. 資金調達の状況

長期借入金は、300百万円の調達を行う一方、約定弁済により354百万円の返済を実行いたしました。

短期借入金は951百万円の調達に対し、1,113百万円の返済を実行いたしました。

ファイナンス・リース債務の返済は16百万円であります。

4. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

8. 対処すべき課題

当連結会計年度は２期連続で経常損益の黒字化を達成いたしましたが、この黒字を定着させることが最重要課題であります。このため、計画目標達成に影響を与えるリスクを抽出し、それらに効果的に対処するためのリスク・マネジメントを強化いたします。

また、売上高の維持・拡大のためにはグローバルな営業展開が不可欠となっております。海外販売につきましては、社会資本整備、資源開発が急ピッチで進みつつある中国、台湾、韓国、東南アジア、カザフスタンを重点地域として、民間ベースの売上拡大に注力してまいります。

次期（平成28年３月期）につきましては、ボーリング機器関連では、東日本大震災から３年にわたり増加したレンタル需要が一巡するとともに、機材投資に慎重な見方をするボーリング専業者も一部の地区で見られるようになり、当期より厳しい市場環境になることが見込まれます。また、工事施工関連も、当期の完工高に大きく貢献した海外ＯＤＡ工事の売上が、次期は今のところ見込めません。

このような状況の中、地熱・地中熱利用等の再生可能エネルギー分野の需要、国内セメント供給逼迫に関連する当社独自の得意工法（ビッグマン工法）による工事受注、更には今後のリニア新幹線関連需要、東京オリンピック・パラリンピック関連需要を捕捉して受注獲得に努め、売上の確保を図ってまいります。また、現在、雇用の不足感に起因する省人化・省力化のニーズに応える新製品（ボーリング機械のロボット化）の開発を進め、更なる技術の深化を目指してまいります。

一方、海外市場においては、従来の中国、韓国への機械販売に加え、東南アジアの新興国諸国の旺盛な社会基盤投資を捉えた受注に努めることにより、売上の確保を図ってまいります。

株主各位におかれましては、何卒これまでにも増してご鞭撻とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

10. 財産および損益の状況の推移

（単位：百万円）

区分＼期別	第85期 平成24年３月期	第86期 平成25年３月期	第87期 平成26年３月期	第88期 平成27年３月期 (当連結会計年度)
受注高	6,009	5,644	7,852	7,343
売上高	5,042	5,194	6,753	8,341
経常利益又は経常損失（△）	△12	△207	493	832
当期純利益又は当期純損失（△）	△40	△164	406	707
１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）	△4円48銭	△18円40銭	45円29銭	78円91銭
総資産	6,730	6,093	6,924	7,636
純資産	1,556	1,371	1,832	2,566

（注）「１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）」は、銭未満を四捨五入して表示しております。

11. 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
構造工事株式会社	330,000	92.65	耐震型建築基礎工事等

12. 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

地下開発用各種ボーリング機器および地盤改良機器の製造・販売ならびに関連工事施工・コンサルティングを中心として、地下開発に係るトータルソリューション事業を展開しております。

13. 企業集団の主要拠点等（平成27年３月31日現在）

（当社）

本社	東京都豊島区
首都圏事業部	同上
北海道支店	北海道札幌市
東北支店	宮城県仙台市
信越支店	新潟県新潟市
大阪支店	大阪府吹田市
中国支店	山口県山口市
九州支店	福岡県筑紫野市
厚木工場	神奈川県厚木市
諏訪管理課	長野県諏訪郡原村

（構造工事株式会社）

本社　　東京都豊島区

14. 従業員の状況（平成27年３月31日現在）

事業の種類別セグメントの名称	従業員数
ボーリング機器関連事業	124名
工事施工関連事業	67名
全社（共通）	15名
合計	206名

（注）全社（共通）は、総務および経理等管理部門の従業員数であります。

15. 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	452,390
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	261,188
株式会社商工組合中央金庫	205,750
みずほ信託銀行株式会社	200,000
株式会社三井住友銀行	154,200
株式会社りそな銀行	100,000
日立建機リーシング株式会社	94,000
株式会社八十二銀行	58,000

Ⅱ　株式会社の株式に関する事項（平成27年３月31日現在）

1.　発行済株式の総数　　8,966,910株（自己株式3,201株を除く。）

2.　株主数　　7,075名

3.　大株主の状況

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日立建機株式会社	2,300	25.64
鉱研工業取引先持株会	310	3.46
江口工	305	3.40
旭ダイヤモンド工業株式会社	143	1.60
日本証券金融株式会社	142	1.58
株式会社ＳＢＩ証券	124	1.38
株式会社みずほ銀行	115	1.28
松井証券株式会社	107	1.19
鉱研従業員持株会	95	1.07
山内正義	72	0.80

（注）1.　持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
　　2.　持株比率は自己株式（3,201株）を控除して計算しております。

Ⅲ　株式会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ　株式会社の会社役員に関する事項

1.　取締役および監査役の氏名等（平成27年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	末　永　幸　紘	
取　締　役	山　田　松　男	経営管理本部長
取　締　役	青　山　昌　市	製造本部長兼明昭本部長
取　締　役	木　山　隆二郎	エンジニアリング本部長
取　締　役	外　山　　洋	営業本部長
常勤監査役	白　木　恒　彦	
監　査　役	山　口　純　一	
監　査　役	田　島　建　二	

（注）1.　当事業年度中の取締役及び監査役の異動

①平成26年６月24日開催の第87回定時株主総会において、青山昌市氏は取締役に新たに選任され就任いたしました。

②平成26年６月24日開催の第87回定時株主総会終結の時をもって、大谷幸彦氏は取締役を任期満了により退任いたしました。

③監査役山口純一氏は、平成27年３月31日付で辞任により退任いたしました。これに伴い、会社法第335条第３項に定める監査役の法定員数を欠くこととなりましたので、会社法第346条第２項の規定に基づき、東京地方裁判所へ一時監査役選任の申請を行い、平成27年４月16日付で同裁判所より決定の通知を受け、高島良樹氏が仮監査役として選任され就任しております。監査役高島良樹氏は弁護士資格を有し、過去に他社の社外監査役の経験もあります。

2.　監査役山口純一氏、田島建二氏および高島良樹氏は、「社外監査役」であります。

3.　社外監査役山口純一氏につきましては、平成27年3月31日に辞任するまで株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

4.　社外監査役田島建二氏につきましては、平成27年3月31日付で株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

5.　社外監査役山口純一氏は、長年にわたる銀行勤務を通じて企業財務・会計に関する豊富な経験と幅広い見識を有するものであります。

6.　社外監査役田島建二氏は、日立建機株式会社における長年にわたる経理・監査の業務で、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

2. 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬額
取締役	6名	77,355千円
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	17,181千円 (8,391千円)

(注) 1. 取締役の報酬限度額は平成４年６月26日開催の定時株主総会決議において年額200,000千円と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は平成４年６月26日開催の定時株主総会決議において年額30,000千円と決議いただいております。

3. 社外監査役に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。

(2) 主な活動状況

氏　　名	地　位	主な活動内容
山　口　純　一	監査役	当事業年度において、平成27年３月31日の監査役辞任までに開催された取締役会13回全て、監査役会６回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
田　島　建　二	監査役	当事業年度、開催された取締役会13回全て、監査役会６回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(3) 責任限定契約に関する事項
該当事項はありません。

(4) 当社の子会社において受け取った役員としての報酬等の総額
該当事項はありません。

4. 社外取締役を置くことが相当でない理由について

当社では、当社が求める知見および独立性を有した社外取締役を導入すべく、鋭意人選をすすめてまいりましたが、適任者を見つけるに至らず、当社が求める知見及び独立性を有さない方を社外取締役とすることは相当でないとの考えから、当事業年度末日を迎えました。

当社としては、当社の経営陣からの独立性を有しつつも、当社の事業特性等への理解を有する現在の社外監査役に社外取締役として機能していただくことが最良と考え、その方法を検討してまいりました結果、今般「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により創設された「監査等委員会設置会社」に移行することとし、監査等委員である取締役（社外取締役）として現在の社外監査役１名に加え、新たに１名を迎え、選任することを平成27年6月24日開催予定の第88回定時株主総会にお諮りする運びとなりました。

Ⅴ　会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第２条第１項の監査業務の報酬等の額

新日本有限責任監査法人	28百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 当社および当社の連結子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

新日本有限責任監査法人	28百万円

4. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

Ⅵ　会社の体制および方針

1.　当社および子会社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 当社および子会社の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①取締役会は、法令遵守（以下「コンプライアンス」という。）のための体制を含む内部統制システムの整備・計画について決定するとともに、定期的に状況報告を受けます。

②監査役は独立した立場から、内部統制システムが有効に機能しているかを確認し、整備方針・計画の実行状況を監視いたします。

③業務執行部門から独立した内部監査部門により、当社の各部門および子会社の業務プロセス等を監視し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努めます。

④コンプライアンス・マニュアル等を活用し取締役および当社および子会社の従業員の責任を明確にいたします。

⑤経営委員会内に企業倫理部会を設けグループすべての役職員に対しコンプライアンス徹底と同時にコンプライアンス情報を広く収集いたします。

(2) 当社および子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

①取締役会・経営委員会その他重要な会議の意思決定に係る情報、代表取締役社長決裁その他重要な決裁に係る情報、ならびに財務、事務およびリスク・コンプライアンスに関する情報を記録・保存・管理いたします。

②取締役および監査役は、必要に応じていつでもこれらの文書等を閲覧することができるようにいたします。

(3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社各事業部門および子会社は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行います。当社の各事業部門の長および子会社の社長は、定期的にリスク管理の状況を経営委員会に付議し取締役会へ報告いたします。

②内部監査室は、リスク管理の状況が適切かどうかをモニタリングおよびレビューし定期的に取締役会に報告いたします。

(4) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①会社単体および連結さらに各事業部門の中期経営計画および単年度目標を策定し、企業集団から各事業部門までそれぞれの達成すべき目標を明確化するとともに、経営委員会の中でレビューし役員報酬に反映する制度を導入いたします。

②取締役の職務権限と担当業務を明確にし、会社の機関相互の適切な役割分担と連携を確保しチェック機能の強化・効率化と業務執行の迅速化を図ります。

③所管部門長を軸とした経営委員会を組織強化し、原則月１回開催し全社的な重要事項について慎重に検討および審議いたします。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①グループ会社について定めた関係会社管理規程に基づき、当社子会社における所定の重要事項の決定に関して当社への事前報告または事前承認を徹底いたします。

②当社の監査役および内部監査担当者がグループ会社の監査を実施し、企業集団の業務の適正を確保するよう努めます。

③当社グループ各社における内部統制に係る体制については、その規模等を踏まえ必要な整備を順次行います。

(6) 監査役会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

①監査役の職務を補助すべき従業員として、監査役付を置く。監査役付は原則1名以上とし、専任でかつ計数的な知見を有する従業員を配します。

②監査役付は、監査役の指示に従い職務を行うとともに、監査役会の事務局といたします。

(7) 監査役会の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項

①監査役付の独立性を確保するため、当該従業員の任命、異動等人事権に係る事項の決定には常勤監査役の事前の同意を得て行います。

②監査役付の人事考課については常勤監査役が行います。

(8) 取締役および従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

①監査役の職務の効果的な遂行のため、当社および子会社の取締役および従業員は、会社経営および事業運営上の重要事項ならびに業務執行の状況および結果について監査役に報告いたします。

②当社および子会社の取締役および従業員は、当社および子会社の業務に重大な影響を及ぼす事実を発見もしくはその発生の恐れがあると判断したときは、当該事実に関する事項を速やかに監査役に報告いたします。

③当社および子会社の取締役および従業員より、法令違反や不正行為に関する通報、報告に関する適正な仕組み（内部通報制度）を定め、当該通報、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないようにいたします。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

①代表取締役と監査役は相互の意思疎通を図るため定期的な会合をもちます。

②取締役は、監査役の職務の適切な遂行のため、監査役と子会社の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力いたします。

③取締役は、監査役の職務遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備いたします。

④監査役の職務を執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理については、監査役の請求に従い円滑に行います。

（10）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と体制

当社は、反社会的勢力に対し遵守しなければならないコンプライアンス・マニュアルの基本方針に基づき、社会秩序や企業の健全な事業活動に脅威を与える反社会的勢力との取引その他一切の関係を遮断し、反社会的勢力から不当な要求等を受けた場合には、組織全体として毅然とした姿勢で臨む体制を整備いたします。

反社会的勢力に対する基本方針

当社グループは暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人（以下、「反社会的勢力」という。）との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守いたします。

①反社会的勢力とは、取引その他一切の関係を遮断いたします。

②反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として対応するとともに、対応する役職員の安全確保に努めます。

③反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察や弁護士等外部専門機関との連携体制の強化を図ります。

④反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然とした法的対応を行います。

⑤いかなる理由があっても、事案を隠蔽するための反社会的勢力との裏取引や、反社会的勢力への資金提供は行いません。

（注）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年4月27日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の基本方針は当該改定がなされた後のものであります。なお、改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制および監査に関する体制について当社グループの現状に即した見直しおよび法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現へ変更したものであります。

2. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では特に定めておりません。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対し、収益に対応して、利益を還元することを経営の重要事項と認識しております。安定した配当を実施するためには、内部留保の拡充により経営基盤と財務体質を強化し、収益を確保することが不可欠と考えております。

当社は平成17年３月期以降、誠に遺憾ながら無配を継続しておりましたが、平成25年３月より「2013新中期経営計画」を編成し、「売上の持続的拡大」と「収益体質の確立」に全社をあげて取り組んでまいりました。その結果、営業力・収益率が向上し２期連続で黒字をあげ財務体質を改善することができました。

つきましては、株主の皆様のこれまでのご支援にお応えするため、当期は11期ぶりに復配することとし、当期業績内容、今後の業績見込等を総合的に勘案した結果、１株当たりの配当を５円とさせていただくことといたしました。

※記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

資産の部	
科目	金額
流動資産	**5,940,968**
現金及び預金	1,039,704
受取手形及び売掛金	1,819,537
完成工事未収入金	790,577
商品及び製品	1,166,747
仕掛品	360,798
未成工事支出金	305,078
原材料及び貯蔵品	352,116
前渡金	38,714
その他	71,931
貸倒引当金	△4,237
固定資産	**1,695,676**
（有形固定資産）	1,587,158
建物及び構築物	229,725
機械装置及び運搬具	169,103
土地	1,079,566
リース資産	53,257
建設仮勘定	47,246
その他	8,260
（無形固定資産）	21,648
（投資その他の資産）	86,868
投資有価証券	5,808
固定化営業債権	61,553
破産更生債権等	31,585
その他	83,027
貸倒引当金	△95,104
資産合計	**7,636,644**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額
負債の部	
流動負債	**3,920,964**
支払手形及び買掛金	1,660,805
工事未払金	88,243
短期借入金	906,188
１年内返済予定の長期借入金	254,640
リース債務	16,790
未成工事受入金	256,419
未払法人税等	75,726
繰延税金負債	21
賞与引当金	150,748
工事損失引当金	18,700
その他	492,682
固定負債	**1,148,853**
長期借入金	364,700
リース債務	54,441
繰延税金負債	1,112
再評価に係る繰延税金負債	161,106
役員退職慰労引当金	85,058
退職給付に係る負債	460,879
資産除去債務	11,401
その他	10,153
負債合計	**5,069,817**
純資産の部	
株主資本	**2,404,090**
資本金	1,165,415
資本剰余金	5
利益剰余金	1,240,011
自己株式	△1,341
その他の包括利益累計額	**162,735**
その他有価証券評価差額金	2,328
土地再評価差額金	178,539
退職給付に係る調整累計額	△18,132
純資産合計	**2,566,826**
負債・純資産合計	**7,636,644**

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		8,341,022
売上原価		6,248,636
売上総利益		**2,092,385**
販売費及び一般管理費		1,246,648
営業利益		**845,736**
営業外収益		33,252
受取利息	522	
受取賃貸料	1,254	
受取保険金	12,492	
貸倒引当金戻入額	7,558	
ｽｸﾗｯﾌﾟ売却益	3,993	
その他	7,430	
営業外費用		46,135
支払利息	40,622	
手形売却損	1,075	
支払手数料	624	
為替差損	1,643	
その他	2,168	
経常利益		**832,853**
特別利益		**1,406**
固定資産売却益	1,406	
特別損失		**19,724**
災害による損失	6,845	
固定資産除却損	385	
損害賠償金	12,492	
税金等調整前当期純利益		**814,536**
法人税、住民税及び事業税		106,950
法人税等調整額		2
当期純利益		**707,583**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,165,415	－	532,428	△1,333	1,696,510
当期変動額					
当期純利益			707,583		707,583
自己株式の取得				△10	△10
自己株式の処分		5		2	7
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	5	707,583	△8	707,580
当期末残高	1,165,415	5	1,240,011	△1,341	2,404,090

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	1,784	162,100	△27,607	136,276	1,832,787
当期変動額					
当期純利益					707,583
自己株式の取得					△10
自己株式の処分					7
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	543	16,439	9,475	26,458	26,458
当期変動額合計	543	16,439	9,475	26,458	734,039
当期末残高	2,328	178,539	△18,132	162,735	2,566,826

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連　結　注　記　表

1.　連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

（1）連結の範囲に関する事項

①　連結子会社
連結子会社の数　　1社
連結子会社の名称　構造工事㈱

②　非連結子会社
該当事項はありません。

（2）持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

（3）連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

（4）会計処理基準に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

（ア）有価証券
その他有価証券
時価のあるもの　　連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
時価のないもの　　移動平均法による原価法

（イ）デリバティブ　　時価法

（ウ）たな卸資産　　主として先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

②　重要な減価償却資産の減価償却の方法

（ア）有形固定資産（リース資産を除く）　　定率法
なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。
建物及び構築物　　8～50年
機械装置及び運搬具　2～10年
但し、工事用機械については、定額法によっております。

（イ）無形固定資産（リース資産を除く）　　定額法
但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

（ウ）リース資産　　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

③　重要な引当金の計上基準

（ア）貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

（イ）賞与引当金　従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上することとしております。

（ウ）工事損失引当金　受注工事の損失に備えるため、未引渡工事のうち当連結会計年度末で損失が確実視され、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失を引当計上することとしております。

（エ）役員退職慰労引当金　役員の退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末の要支給額を計上しております。
なお、退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりましたが、平成25年６月21日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止が決議されました。

④　その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

（ア）重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

（イ）重要なヘッジ会計の処理方法

ⅰ　ヘッジ会計の方法
当社が行っている金利スワップは、金利変換の対象となる借入金につきヘッジ会計の要件を満たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件及び契約期間が当該借入金と同一であるため、特例処理を採用しております。

ⅱ　ヘッジ手段とヘッジ対象
・ヘッジ手段
金利スワップ取引及び為替予約取引
・ヘッジ対象
金利等の市場価格の変動により、将来のキャッシュ・フローが変動するリスクのある借入金及び外貨建金銭債権債務

ⅲ　ヘッジ方針
金利スワップ取引については、金利変動リスクによる支払利息の変動を減殺する目的で行っております。
また、為替予約取引については、外貨建取引に係る相場の変動リスクを回避する目的で行っております。
なお、為替予約取引では投機的な取引及び短期的な売買差益を得る取引は行っておりません。

ⅳ　ヘッジ有効性評価の方法
金利スワップ取引におけるヘッジ手段とヘッジ対象について、（想定）元本、利息の受払条件、契約期間の重要な条件が同一であるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。
また、為替予約取引については、それぞれのヘッジ手段とヘッジ対象が対応していることを確認することにより有効であることを評価しております。

（ウ）退職給付に係る会計処理の方法

ⅰ　退職給付見込額の期間帰属方式

　退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ⅱ　数理計算上の差異の費用処理方法

　数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8～13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

（エ）重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

　当連結会計年度までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

（オ）消費税等の会計処理

　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 事業用土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、平成14年3月31日に事業用土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、当該評価差益に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める相続税路線価格により算出しております。

・再評価を行った年月日　平成14年３月31日

・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額　△402,934千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　3,469,818千円

(3) たな卸資産及び工事損失引当金の表示

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金は、これに対応する工事損失引当金47,100千円を相殺表示しております。

(4) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

定期預金	19,500千円
別段預金等	38,380千円
受取手形及び売掛金	323,633千円
建物及び構築物	205,290千円
機械装置及び運搬具	5,411千円
土地	1,064,513千円
計	1,656,730千円

② 担保に係る債務

短期借入金	430,168千円
１年内返済予定の長期借入金	183,860千円
長期借入金	229,730千円
計	843,758千円

(5) 受取手形割引高　30,000千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

		当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式					
	普通株式	8,970,111	－	－	8,970,111
	合計	8,970,111	－	－	8,970,111

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月24日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	44,834	5	平成27年3月31日	平成27年6月25日

(3) 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にボーリング機器の製造販売事業及び独自工法による工事施工事業を行うために、必要な資金を主として銀行借入にて調達しております。デリバティブは、借入金の金利変動リスク及び外国為替相場の変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引及び短期的な売買損益を得る取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を年一回把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動に晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、工事未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引、外貨建取引に係る為替相場の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価等については、前述の「会計処理基準に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の処理方法」をご覧ください。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。((注2)を参照ください。)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,039,704	1,039,704	－
(2) 受取手形及び売掛金（＊1）	1,816,660	1,816,660	－
(3) 完成工事未収入金（＊1）	789,327	789,327	－
(4) 投資有価証券			－
その他有価証券	5,808	5,808	－
(5) 固定化営業債権（＊1）	150	150	－
(6) 破産更生債権等（＊1）	1,283	1,283	－
資産計	3,652,933	3,652,933	－
(1) 支払手形及び買掛金	1,660,805	1,660,805	－
(2) 工事未払金	88,243	88,243	－
(3) 短期借入金	906,188	906,188	－
(4) １年内返済予定の長期借入金	254,640	254,640	－
(5) 短期リース債務	16,790	16,790	－
(6) 長期借入金	364,700	364,098	△601
(7) 長期リース債務	54,441	54,691	249
負債計	3,345,808	3,345,456	△352

(＊1) これらの金額は、貸倒引当金控除後の金額によっております。

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

（1）現金及び預金、（2）受取手形及び売掛金、並びに（3）完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（4）投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,367	5,808	3,440
合計		2,367	5,808	3,440

（5）固定化営業債権、及び（6）破産更生債権等

これらについては、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 工事未払金、(3) 短期借入金、(4) 1年内返済予定の長期借入金、並びに(5) 短期リース債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) 長期リース債務

長期リース債務の時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリースを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

当社グループでは当社のみが、将来の使用が見込まれない遊休不動産としての賃貸等不動産を有しております。

その主なものは、長野県塩尻市の研修所であります。

賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
21,999	△1,501	20,498	29,360

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2 当連結会計年度増減額
減少額は、減価償却実施額であります。

3 時価の算定方法
連結決算日における時価は、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく金額によっております。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 286円26銭

(2) 1株当たり当期純利益金額 78円91銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月11日

鉱研工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 福井 聡 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 田中卓也 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、鉱研工業株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、鉱研工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

資産の部	
科目	金額
流動資産	**5,600,930**
現金及び預金	847,735
受取手形	1,034,651
売掛金	739,682
完成工事未収入金	610,541
商品及び製品	1,166,747
仕掛品	360,798
未成工事支出金	221,541
原材料及び貯蔵品	345,268
前渡金	38,714
その他	236,249
貸倒引当金	△1,000
固定資産	**1,709,500**
（有形固定資産）	1,580,109
建物	223,277
構築物	6,182
機械及び装置	152,533
車両運搬具	9,796
土地	1,079,566
リース資産	53,257
建設仮勘定	47,246
その他	8,248
（無形固定資産）	21,648
（投資その他の資産）	107,742
投資有価証券	5,808
関係会社長期貸付金	180,000
固定化営業債権	61,553
破産更生債権等	31,559
その他	63,901
貸倒引当金	△235,079
資産合計	**7,310,430**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額
負債の部	
流動負債	**3,745,741**
支払手形	1,264,543
買掛金	229,287
工事未払金	71,910
短期借入金	906,188
１年内返済予定の長期借入金	254,640
リース債務	16,790
未成工事受入金	204,316
未払法人税等	47,309
未払消費税	71,658
前受金	135,771
賞与引当金	138,148
工事損失引当金	18,700
営業外支払手形	168,443
その他	218,034
固定負債	**1,107,302**
長期借入金	364,700
リース債務	54,441
繰延税金負債	1,112
再評価に係る繰延税金負債	161,106
退職給付引当金	442,747
役員退職慰労引当金	61,640
資産除去債務	11,401
その他	10,153
負債合計	**4,853,044**
純資産の部	
株主資本	**2,276,518**
資本金	1,165,415
資本剰余金	5
その他資本剰余金	5
利益剰余金	1,112,439
その他利益剰余金	1,112,439
繰越利益剰余金	1,112,439
自己株式	△1,341
評価・換算差額等	**180,867**
その他有価証券評価差額金	2,328
土地再評価差額金	178,539
純資産合計	**2,457,386**
負債・純資産合計	**7,310,430**

損 益 計 算 書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		7,238,923
製品売上高	3,633,246	
商品売上高	830,081	
完成工事高	2,775,595	
売上原価		5,369,034
製品売上原価	2,648,575	
商品売上原価	563,031	
完成工事原価	2,157,427	
売上総利益		**1,869,889**
販売費及び一般管理費		1,154,837
営業利益		**715,052**
営業外収益		79,291
受取利息	7,104	
受取配当金	89	
受取賃貸料	1,254	
受取保険金	12,492	
貸倒引当金戻入額	47,533	
その他	10,818	
営業外費用		45,364
支払利息	40,622	
手形売却損	1,075	
為替差損	1,643	
その他	2,022	
経常利益		**748,979**
特別利益		**1,406**
固定資産売却益	1,406	
特別損失		**19,724**
災害による損失	6,845	
固定資産除却損	385	
損害賠償金	12,492	
税引前当期純利益		**730,662**
法人税、住民税及び事業税		63,802
当期純利益		**666,860**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		その他資本剰余金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,165,415	－	445,578	445,578	△1,333	1,609,660
当期変動額						
当期純利益			666,860	666,860		666,860
自己株式の取得					△10	△10
自己株式の処分		5			2	7
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	5	666,860	666,860	△8	666,857
当期末残高	1,165,415	5	1,112,439	1,112,439	△1,341	2,276,518

（単位：千円）

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,784	162,100	163,884	1,773,545
当期変動額				
当期純利益				666,860
自己株式の取得				△10
自己株式の処分				7
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	543	16,439	16,983	16,983
当期変動額合計	543	16,439	16,983	683,840
当期末残高	2,328	178,539	180,867	2,457,386

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

(2) デリバティブ　時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品・商品	先入先出法
原材料	移動平均法
仕掛品・未成工事支出金	個別法
貯蔵品	個別法

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 （リース資産を除く）	定率法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物　8～50年 機械及び装置　2～10年 但し、工事用機械については、定額法によっております。
無形固定資産 （リース資産を除く）	定額法 但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上することとしております。
工事損失引当金	受注工事の損失に備えるため、未引渡工事のうち当事業年度末で損失が確実視され、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失を引当計上することとしております。

退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年～13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

役員退職慰労引当金　役員の退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく当会計年度末の退職慰労金要支給額を計上しております。
なお、退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく要支給額を退職慰労引当金として計上しておりましたが、平成25年6月21日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止が決議されました。うち当事業年度の負担額を計上することとしております。

(6) 収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

当事業年度までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(7) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

② ヘッジ会計の処理方法

(ア) ヘッジ会計の方法

当社が行っている金利スワップは、金利変換の対象となる借入金につきヘッジ会計の要件を満たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件及び契約期間が当該借入金と同一であるため、特例処理を採用しております。

(イ) ヘッジ手段とヘッジ対象

・ヘッジ手段
金利スワップ取引及び為替予約取引

・ヘッジ対象
金利等の市場価格の変動により、将来のキャッシュ・フローが変動するリスクのある借入金及び外貨建金銭債権債務

(ウ) ヘッジ方針

金利スワップ取引については、金利変動リスクによる支払利息の変動を減殺する目的で行っております。

また、為替予約取引については、外貨建取引に係る相場の変動リスクを回避する目的で行っております。

なお、為替予約取引では投機的な取引及び短期的な売買差益を得る取引は行っておりません。

（エ）ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引におけるヘッジ手段とヘッジ対象について、（想定）元本、利息の受払条件、契約期間の重要な条件が同一であるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

また、為替予約取引については、それぞれのヘッジ手段とヘッジ対象が対応していることを確認することにより有効であることを評価しております。

③ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

④ 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権	167,795千円
関係会社に対する長期金銭債権	180,000千円
関係会社に対する短期金銭債務	166,974千円

(2) 事業用土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、平成14年3月31日に事業用土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価差益に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める相続税路線価格により算出しております。

・再評価を行った年月日	平成14年3月31日
・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△402,934千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額　3,432,533千円

(4) たな卸資産及び工事損失引当金の表示

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金は、これに対応する工事損失引当金47,100千円を相殺表示しております。

(5) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

定期預金	19,500千円
別段預金等	38,380千円
受取手形	300,855千円
売掛金	22,777千円
建物	199,329千円
構築物	5,960千円
機械及び装置	5,411千円
土地	1,064,513千円
計	1,656,730千円

② 担保に係る債務

短期借入金	430,168千円
１年内返済予定の長期借入金	183,860千円
長期借入金	229,730千円
計	843,758千円

(6) 受取手形割引高　30,000千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	5,344千円
仕入高	—千円
営業取引以外の取引高	6,606千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	3,193	14	6	3,201

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、減価償却限度超過額、たな卸資産評価損、退職給付引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生の原因は、その他有価証券評価差額金及び土地再評価差額金であります。

なお、繰延税金資産については、全額、評価性引当金を計上しております。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、ソフトウェア等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

（1）子会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	構造工事㈱	（所有）92.65%	資金の援助 役員の兼任	貸付金の返済 製品等の販売 資金の立替	30,000 5,344 369,752	関係会社長期貸付金 売掛金 立替金 営業外支払手形	180,000 478 167,317 166,974

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）取引を行う際の製品等の販売価格につきましては、市場価格等を勘案し、当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

（注2）貸付は経営支援を目的として行っております。なお、貸付金の弁済方法は、平成27年３月末日以降毎年40,000千円の弁済を行い平成31年９月末日完済することとしております。

（注3）貸付金については、回収可能額を勘案し、140,000千円の貸倒引当金を計上しております。

（注4）立替金は、同社の支払債務に対する当社の立替払いであります。

（注5）取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

（2）兄弟会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社の子会社	日立建機リーシング㈱（日立建機㈱の子会社）	なし	資金の借入	資金の借入	489,000	短期借入金	94,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）資金の借入につきましては、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は２ヶ月後の返済としております。なお、担保として売掛債権を差し入れております。

8. １株当たり情報に関する注記

（1）１株当たり純資産額　274円05銭

（2）１株当たり当期純利益金額　74円37銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月11日

鉱研工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 福井 聡 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 田中卓也 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、鉱研工業株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第88期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証し必要に応じて説明と見直しを求め、意見を表明しました。
子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。
さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。
2. 監査の結果
(1) 事業報告等の監査結果
一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月14日

鉱研工業株式会社　監査役会

常勤監査役（監査役）　白　木　恒　彦 ㊞
監　査　役（社外監査役）田　島　建　二 ㊞
一時監査役（社外監査役）高　島　良　樹 ㊞

（注）監査役田島建二及び高島良樹は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対しまして、収益に対応して利益を還元することを、経営上の重要事項と認識しており、利益配分につきましては、内部留保にも意を用いつつ安定的な配当を継続していくことを基本方針としております。

株主の皆様には、平成17年３月期以降無配を続け、大変ご迷惑をおかけして申し訳なく存じております。全社をあげて業績の回復に努めてまいりました結果、第88期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開等を勘案して、配当の体制が整ったものと判断し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
　金銭といたします。
(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　当社普通株式１株につき金５円
　総額44,834,550円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　平成２７年６月２５日

（注）発行済み株式（自己株式を除く）８，９６６，９１０株

第２号議案　定款一部変更の件

1. 変更の理由

平成26年6月27日に公布された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。）が平成27年5月1日に施行されたことにより、新たに監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、社外取締役の機能を活用し、取締役会の監督機能を強化することによって、コーポレート・ガバナンスを充実させるとともに経営の効率化を図るため監査等委員会設置会社に移行いたしたく、定款の一部を変更するものであります。

また、改正会社法によって、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結することが認められることに伴い、取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約を締結できる取締役の範囲を変更するものであります。なお、当該定款の変更に係る議案を本総会に提出することにつき、各監査役の同意を得ております。

その他、字句の修正および上記の変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は、本総会終結のときに効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は下記のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第２章　株式 （自己の株式の取得） 第６条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。	第２章　株式 【削除】
第７条～第１７条　【条文省略】	第６条～第１６条　【現行どおり】
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（員数） 第１８条 当会社の取締役は10名以内とする。	（員数） 第１７条 当会社の取締役は14名以内とする。
【新設】	②前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は4名以内とする。

現行定款	変更案
（選任） 第１９条 当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ②【条文省略】 ③【条文省略】 （任期） 第２０条 当会社の取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 【新設】 【新設】 第２１条～第２４条　【条文省略】 （招集通知） 第２５条 当会社の取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。	（選任） 第１８条 当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。 ②【現行どおり】 ③【現行どおり】 （任期） 第１９条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②当会社の監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 第２０条～第２３条　【現行どおり】 （招集通知） 第２４条 当会社の取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

現行定款	変更案
（決議の方法等） 第２６条 【条文省略】 ②当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。	（決議の方法等） 第２５条 【現行どおり】 ②当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
第２７条　【条文省略】	第２６条　【現行どおり】
（報酬等） 第２８条 当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第２７条 当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。
（取締役の責任免除） 第２９条 【条文省略】 ②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任につき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。	（取締役の責任免除） 第２８条 【現行どおり】 ②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任につき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

現行定款	変更案
【新設】	（取締役への業務執行の決定の委任） 第２９条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査等委員会
【新設】	（監査等委員会の設置） 第３０条 当会社は、監査等委員会を置く。
【新設】	（監査等委員会の招集通知） 第３１条 当会社の監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。
【新設】	（監査等委員会規則） 第３２条 当会社の監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
（監査役及び監査役会の設置） 第３０条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。	【削除】

現行定款	変更案
（員数及び常勤監査役） 第３１条 当会社の監査役は、４名以内とする。 ②監査役会は監査役の中から、常勤の監査役を選定する。	【削除】
（選任） 第３２条 当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ②当会社の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	【削除】
（任期） 第３３条 当会社の監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	【削除】
（招集通知） 第３４条 当会社の監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。	【削除】
（決議の方法） 第３５条 当会社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	【削除】

現行定款	変更案
（監査役会規則） 第３６条 当会社の監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規則による。	【削除】
（報酬等） 第３７条 当会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	【削除】
（監査役の責任免除） 第３８条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 ②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任につき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。	【削除】
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第３９条～第４１条　【条文省略】	第３３条～第３５条　【現行どおり】
（報酬等） 第４２条 当会社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（報酬等） 第３６条 当会社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

現行定款	変更案
第７章　計算	第７章　計算
第４３条　【条文省略】	第３７条　【現行どおり】
（剰余金の配当） 第４４条 【条文省略】 ②【条文省略】 ③当会社は毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当を行う。	（剰余金の配当等） 第３８条 【現行どおり】 ②【現行どおり】 ③当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。
【新設】	④当会社の中間配当の基準日は、毎年９月30日とする。
（中間配当） 第４５条 当会社は取締役会の決議によって、毎年９月30日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。	【削除】
第４６条　【条文省略】	第３９条　【現行どおり】
【新設】	附則 第１条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役であった者の責任を法令の限度において免除することができる。

第３号議案　取締役(監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役５名全員が任期満了となります。

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ）５名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更が効力を生じることを条件として生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	末永幸紘 (すえながさちひろ) (昭和18年７月28日)	昭和42年４月　当社入社 平成元年６月　当社取締役工事事業本部長 平成７年６月　当社常任顧問阪神復興プロジェクト委員長 平成10年６月　当社取締役エンジニアリング本部長 平成11年４月　当社常務取締役エンジニアリング統括本部総括 平成12年６月　当社常務取締役東京支店長 平成13年６月　当社専務取締役東京支店長 平成13年11月　当社専務取締役エンジニアリング本部総括本部長 平成17年６月　当社取締役 平成17年７月　当社専務取締役 平成17年11月　当社代表取締役社長（現任） 平成18年６月　構造工事株式会社取締役会長（現任）	50,550株
2	山田松男 (やまだまつお) (昭和23年７月３日)	昭和42年３月　株式会社日立製作所足立工場入社 平成元年８月　米国,ディア日立建機株式会社経理マネージャー 平成７年８月　日立建機株式会社土浦工場経理部副部長 平成10年11月　カナダ,ユークリッド日立建機株式会社経理部長 平成11年８月　同社取締役副社長兼ＣＦＯ 平成15年４月　日立建機株式会社土浦工場土浦経理センター長 平成19年４月　同社理事 平成19年５月　日立建機ヨーロッパ株式会社取締役副社長兼ＣＦＯ 平成23年６月　当社社外監査役 平成24年６月　当社取締役経営戦略推進本部長 平成26年２月　当社取締役経営管理本部長（現任）	900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	青山昌市 (昭和22年11月11日)	昭和57年３月　当社入社 平成４年８月　当社設計本部設計第四部長 平成10年８月　明昭株式会社常務取締役 平成13年９月　同社専務取締役 平成19年６月　同社代表取締役社長 平成25年３月　当社執行役員明昭本部長 平成25年７月　当社執行役員製造本部長兼明昭本部長 平成26年６月　当社取締役製造本部長兼明昭本部長 （現任）	700株
4	木山隆二郎 (昭和34年12月29日)	昭和58年４月　当社入社 平成８年８月　当社海外本部シンガポール支店長 平成９年11月　当社海外本部海外工事部長 平成12年６月　当社執行役員施工管理本部長 平成17年６月　当社執行役員施工本部長 平成24年５月　当社執行役員エンジニアリング本部長 平成24年６月　当社取締役エンジニアリング本部長 （現任）	7,800株
5	外山洋 (昭和34年８月10日)	昭和58年４月　当社入社 平成11年４月　当社国内販売統括本部東京営業本部 営業第四部長 平成16年10月　当社国内営業本部東京支店長 平成23年７月　当社営業本部首都圏事業部長 平成24年６月　当社取締役営業本部長（現任）	1,800株

（注）各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、社外取締役候補者２名を含む監査等委員である取締役（監査等委員。以下本議案において同じ）３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更が効力を生じることを条件として生じるものといたします。

本議案については、監査役会の同意を得ております。

社外取締役候補者２名を含む監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	白木恒彦（しらきつねひこ） （昭和29年６月６日）	昭和52年４月　株式会社住友銀行入行 平成11年４月　同行銀座支店長 平成13年４月　同行第２ブロック部長 平成14年４月　同行東京営業部長 平成16年１月　当社執行役員環境本部長 平成19年７月　当社執行役員国内営業本部長 平成23年７月　当社執行役員営業管理本部長 平成24年６月　当社常勤監査役（現任）	600株
2	田島建二（たじまけんじ） （昭和24年12月５日）	昭和43年３月　株式会社日立製作所足立工場入社 昭和45年10月　日立建機株式会社足立工場経理部 平成８年２月　同社経理部資金管理センタ部長代理 平成13年６月　同社監査グループ部長代理 平成15年６月　同社監査委員会事務局 平成24年６月　当社監査役（現任）	0株
3	木村博一（きむらひろかず） （昭和22年10月26日）	昭和45年４月　株式会社富士銀行入行 平成５年１月　同行北浜支店長 平成８年５月　同行池袋支店長 平成11年７月　同行人事部本店審議役 平成12年４月　株式会社十字屋取締役経理企画本部長 平成15年６月　みずほローン保証株式会社常務取締役 平成16年１月　みずほ信用保証株式会社取締役副社長 平成20年６月　帝国通信工業株式会社常勤監査役（現任）	0株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．田島建二氏および木村博一氏は、社外取締役候補者であります。

3．

(1) 田島建二氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。なお、同氏は当社の筆頭株主である日立建機株式会社の出身でありますが、平成13年より昨年退職するまでの13年間一貫して業務ラインを離れ監査監督部署で勤務してまいりました。また同社と当社は継続的な取引関係にありますが、その取引額は前期売上高の3.0%、売上原価の2.3%と僅少であり、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

(2) 木村博一氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。なお、同氏は当社の取引先銀行の株式会社みずほ銀行の前身株式会社富士銀行の出身ですが、同行を退職してから１０年以上経過しており、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

4．

(1) 田島建二氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、日立建機株式会社における長年にわたる経理・監査の業務で培った財務および会計に関する豊富な経験と幅広い知識で、当社の社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社の社外監査役としての在任期間は３年です。

(2) 木村博一氏は、金融機関における豊富な経験と幅広い経験を有し、外部の視点を持って社外取締役の職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

5．当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更が効力を生じることを条件として、各候補者が監査等委員に就任した場合、各氏との間に会社法第427条第１項および当社定款の規定に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく監査等委員の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成４年６月26日開催の第65回定時株主総会において、年額２００，０００千円以内と決議いただき今日に至っておりますが、当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては会社法第361条第１項および第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠を経済情勢等諸般の事情も考慮して年額２００，０００千円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額（監査等委員である取締役を除く。）には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は５名でありますが、第２号議案および第３号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は５名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更が効力を生じることを条件として生じるものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社の監査役の報酬額は、平成４年６月26日開催の第65回定時株主総会において、年額３０，０００千円以内と決議いただき今日に至っておりますが、当社は第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては会社法第361条第１項および第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を経済情勢等諸般の事情も考慮して年額３０，０００千円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

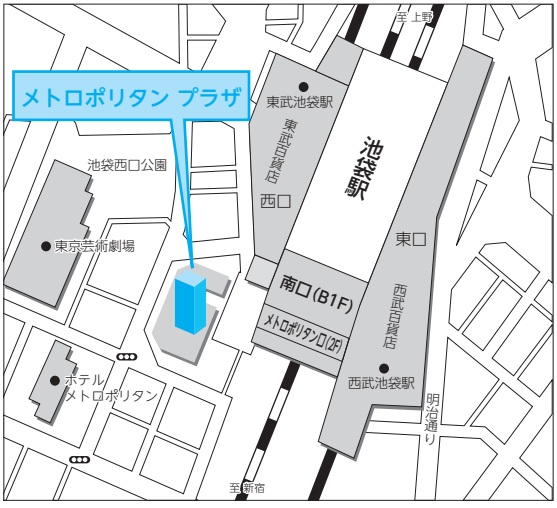
第２号議案および第４号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名（うち社外取締役は２名）となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更が効力を生じることを条件として生じるものといたします。

以上

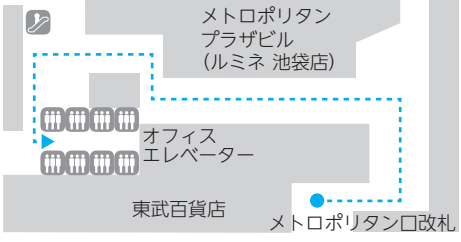
株主総会々場ご案内図

会場　東京都豊島区西池袋１丁目11番１号
メトロポリタンプラザ
オフィスタワー　12階　第２会議室
（ステーションコンファレンス池袋）
電話　(03)5954-1030 ㈹

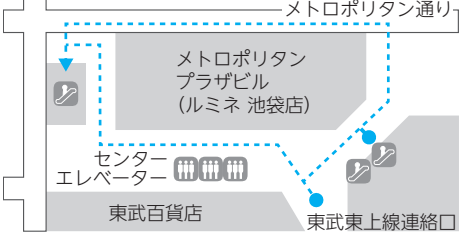


○JR池袋駅メトロポリタン口より
徒歩１分（7：30～21：00）
○池袋駅 西口より徒歩２分
JR、東武東上線、西武池袋線、
東京メトロ有楽町線・丸ノ内線・副都心線
各線

2F オフィスエレベーターで12Fへ



1F エスカレーターかエレベーターで2Fへ



B1 エスカレーターかプラザセンターエレベーターで2Fへ

